

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	諸外国議会の一院制・二院制の別（2016年）（資料）
他言語論題 Title in other language	Unicameral/Bicameral Systems of Parliaments in the World (2016)
著者 / 所属 Author(s)	帖佐 廉史 (Chosa, Yasushi) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 政治議会課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	791
刊行日 Issue Date	2016-12-20
ページ Pages	77-95
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	本稿は、一院制採用国・二院制採用国の推移、OECD加盟国における一院制・二院制採用の現状、二院制採用国における両院関係等についてまとめたものである。

*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

諸外国議会の一院制・二院制の別（2016年）

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 帖佐 廉史

目 次

はじめに

I 一院制採用国・二院制採用国の推移

II OECD加盟国における傾向

おわりに

別表1 一院制採用国・二院制採用国の一覧（2016年）

別図 二院制採用国（2016年）

別表2 OECD加盟国の議会概要（2016年）

別表3 OECD加盟国の二院制議会（2016年）

要 旨

列国議会同盟の資料によると、2016（平成28）年10月現在、一院制採用国は116か国、二院制採用国は77か国あり、近年では二院制採用国は40%前後で推移している。

OECD加盟35か国のうち、一院制採用国は16か国、二院制採用国は19か国であり、連邦国家や人口の多い国では二院制を採用することが多く、一院制採用国は単一国家のみである。また、二院制採用国の上院の構成、両院の権限関係は、各国により様々である。

はじめに

我が国では、二院制や参議院の在り方についての議論が繰り返し行われてきており⁽¹⁾、近年では、憲法改正を視野に入れた二院制の検討にも論議が及んでいる⁽²⁾。また、2015（平成27）年の「公職選挙法の一部を改正する法律」（平成27年法律第60号）によって参議院議員の選挙区に設けられたいわゆる「合区」を解消し、都道府県単位で代表が選出されるよう、参議院が地域代表により構成される議院である旨の規定を憲法に盛り込むこと等も議論されている⁽³⁾。

一般的に、二院制の長所としては、①立法権の分割により、議会、特に第一院への権力集中を防止することができること、②拙速を避け、慎重に審議し得ること、③第二院の構成に工夫を加えることにより、数を代表する第一院に対し、第二院が国民の「理」・「良識」を代表し得ること、④国民の多様な意見や利益をきめ細かに代表し得ること、などが挙げられる。他方、一院制の長所としては、①下院と上院の対立がなく、立法の停滞が生じにくいこと、②効率的な審議、政策決定の迅速化が図られること、③第二院の維持に係る諸経費が不要であること、④立法府と行政府の関係を定めやすいこと、などが挙げられている⁽⁴⁾。

本稿は、今後の議論の参考に資するため、一院制採用国・二院制採用国の推移、OECD加盟国

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2016（平成28）年10月31日である。

(1) 参議院事務局『参議院改革の経緯と実績 平成19年版』2007, pp.251-271; 同『参議院改革の経緯と実績 追録 平成19年版』2013, pp.1-22; 桐原康栄・帖佐廉史「国会改革の経緯と提言」『レファレンス』774号, 2015.7, pp.61, 70-79. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9450626_po_077403.pdf?contentNo=1> 等参照。

(2) 第180回国会衆議院憲法審査会議録第8号 平成24年8月2日 pp.1-16; 衆議院憲法審査会事務局『憲法に関する主な論点（第4章 国会）に関する参考資料』（衆憲資79号）2012, pp.3-11. <[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/shukenshi079.pdf/\\$File/shukenshi079.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/shukenshi079.pdf/$File/shukenshi079.pdf)>; 第189回国会参議院憲法審査会会議録第4号 平成27年9月7日 pp.1-11; 参議院国の統治機構調査会『国の統治機構等に関する調査報告』2016, pp.1-64. <<http://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai10ki/touchikiko2016.pdf>>; 竹中治堅『参議院とは何か—1947～2010—』中央公論新社, 2010, pp.342-344; 大山礼子『日本の国会—審議する立法府へ—』（岩波新書）岩波書店, 2011, pp.192-199等。

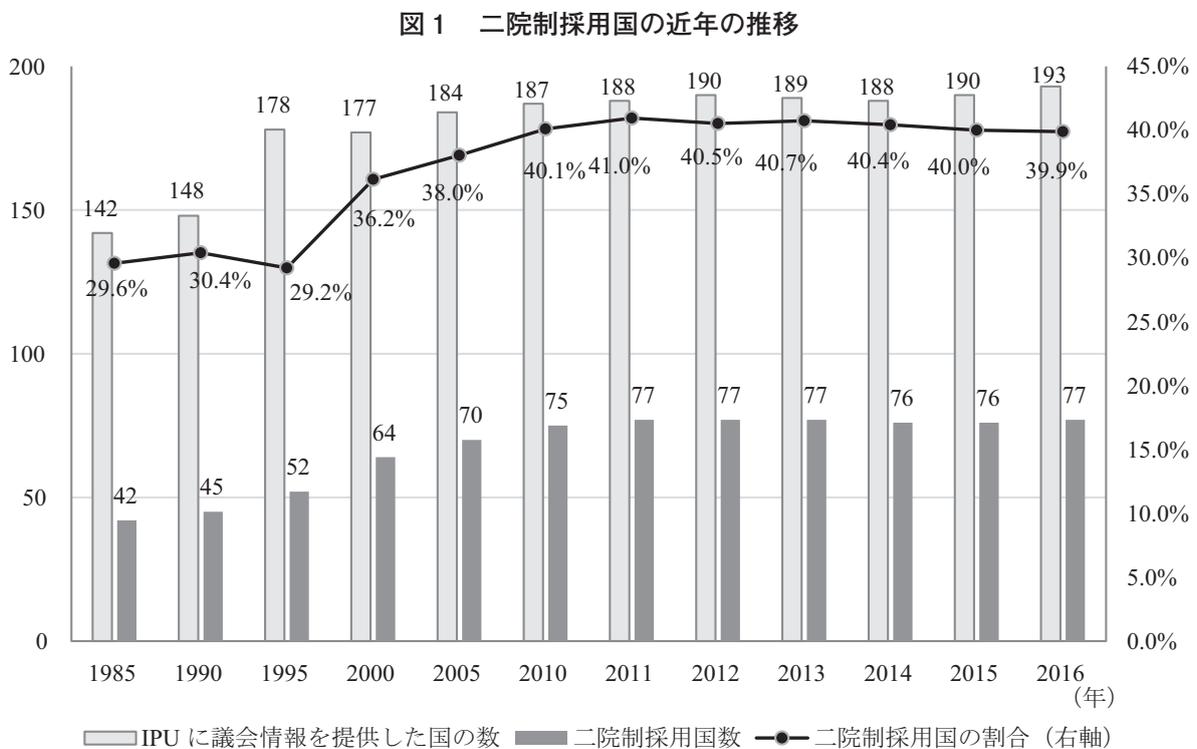
(3) 「憲法と地方自治研究会報告書（案）」（第6回憲法と地方自治研究会資料3）2016.10.13. 全国知事会ウェブサイト <<http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/05%20161013kenpo.pdf>>

(4) 一院制及び二院制の長所及び短所については、芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法 第6版』岩波書店, 2015, p.300; 野中俊彦ほか『憲法2 第5版』有斐閣, 2012, pp.83-85.（高見勝利執筆）; 田中嘉彦『二院制』（調査資料2004-1-f シリーズ憲法の論点⑥）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2005, p.11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1001022_po_200503.pdf?contentNo=1>; 佐藤功『日本国憲法概説 全訂第5版』学陽書房, 1996, pp.376-378等参照。なお、一院制及び二院制の長所及び短所は、それぞれ表裏の関係にあるとの指摘もある（田中 同）。

における一院制・二院制採用の現状、二院制採用国の法案審議における両院関係等についてまとめたものである。

I 一院制採用国・二院制採用国の推移

世界各国議会の協力機関である列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union: IPU）の資料によると、2016年10月現在で、一院制採用国が116か国、二院制採用国が77か国である（別表1、別図）。過去に遡ってみると、20世紀半ばまでは二院制が主流だったのに対し、20世紀後半になると第二院不要論の台頭や新たな独立国の一院制採用などで一院制の国が増加し、半数以上を占めるに至り⁽⁵⁾、二院制採用国の割合は30%程度となった。しかし、1990年以降、旧ソ連・東欧諸国が民主化に伴い二院制を採用したことなどにより、二院制の国が増加傾向にあり⁽⁶⁾、近年は二院制採用国の割合は40%前後で推移している（図1）。



（出典） Inter-Parliamentary Union, *World Directory of Parliaments* (1986-2011年版); “PARLINE database on national parliaments.” Inter-Parliamentary Union website <<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>> (2012年5月、2013年4月、2014年7月、2015年10月及び2016年10月時点) を基に筆者作成。

二院制から一院制に移行した例として、ニュージーランド、デンマーク、スウェーデンがよく挙げられる⁽⁷⁾。ニュージーランドでは、以前から上院廃止を主張していた国民党のシド

(5) Louis Massicotte, “Legislative Unicameralism: A Global Survey and a Few Case Studies,” Nicholas D.J. Baldwin and Donald Shell eds., *Second Chambers*, London: Frank Cass, 2001, pp.153-156.

(6) *ibid.*, pp.156-157.

(7) *ibid.*, pp.158-160; アレンド・レイプハルト（粕谷祐子・菊池啓一訳）『民主主義対民主主義—多数決型とコンセンサス型の36カ国比較研究— 原著第2版』勁草書房, 2014, p.163.（原書名: Arend Lijphart, *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, 2nd ed., 2012.）

ニー・ジョージ・ホランド（Sidney George Holland）党首が総選挙での勝利を経て首相に就任し、欠員が生じていた上院議員に廃止賛成派を任命したことにより、上院廃止法が成立し、1951年1月1日に上院は廃止された⁽⁸⁾。デンマークでは、1953年に共産党以外の諸政党の間で一院制への移行等を内容とする憲法改正案の政治的妥協が成立し、同年5月28日の国民投票により当該憲法改正が承認され、同年6月5日に新憲法が施行され、一院制に移行した⁽⁹⁾。スウェーデンでは、1963～67年にかけて主要政党間で一院制に関する合意が得られ、1970年に憲法を改正し、1971年から一院制に移行した⁽¹⁰⁾。一方で、一院制から二院制に移行する国（例：ウズベキスタン、スロベニア）もあれば、一院制・二院制間の移行を繰り返す国（例：セネガル、マダガスカル）もある。

2001年以後議会を構成する議院の数に変更があった国をまとめると、表1のようになる。

表1 2001年以後議会を構成する議院の数に変更があった国

移行年	二院制 → 一院制	一院制 → 二院制
2001年		エジプト、タジキスタン
2002年	クロアチア、セネガル	マダガスカル
2003年	ブルキナファソ	コンゴ共和国、ブルンジ
2004年	リベリア	コンゴ民主共和国、ルワンダ
2005年		ウズベキスタン
2006年	キルギス	イエメン、ジンバブエ、スーダン、スロベニア、チュニジア、リベリア
2007年	タイ、ネパール	
2008年		セネガル、タイ、ブータン
2009年		
2010年		
2011年		
2012年	チュニジア	
2013年	セネガル	ケニア
2014年	マダガスカル	カメルーン、赤道ギニア
2015年		
2016年		マダガスカル

（注）移行年は、IPUの資料に一院制又は二院制として掲載された年（連続する2年の間に移行がなされた場合に限る。）。

（出典）Inter-Parliamentary Union, *World Directory of Parliaments* (2000-2011年版); “PARLINE database on national parliaments.” Inter-Parliamentary Union website <<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>> (2012年5月、2013年4月、2014年7月、2015年10月及び2016年10月時点)を基に筆者作成。

(8) *ibid.*, pp.158-159; 田中嘉彦「ニュージーランドの議会制度—議会改革の史的展開と政治システムの変容—」『レファレンス』740号, 2012.9, pp.55-58. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3532360_po_074003.pdf?contentNo=1>

(9) *ibid.*, pp.159-160; 藤本一美『研究ノート 上院廃止—二院制議会から一院制議会への転換—』志學社, 2012, p.92.

(10) *ibid.*, p.160; ステイーグ・ハデニウス（岡沢憲美監訳、木下淑恵・渡辺慎二訳）『スウェーデン議会史』早稲田大学出版部, 2008, pp.199-203.（原書名: Stig Hadenius, *Riksdagen*, 1994.）

II OECD加盟国における傾向

世界経済の発展への貢献等を目的とする国際機関である経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）に加盟する35か国では、2016年10月時点で、一院制採用国は16か国、二院制採用国は19か国となっている。連邦国家や人口が多い国は二院制を採用する傾向にあることが指摘されており⁽¹¹⁾、実際、OECD加盟国のうち連邦国家の8か国は全て二院制採用国である。また、2013～14年の推計人口で1000万人超の人口を有する19か国のうち一院制採用国は、韓国、ギリシャ、トルコ、ポルトガルの4か国であり、1000万人未満の人口を有する16か国のうち二院制採用国は、アイルランド、オーストリア、スイス、スロベニアの4か国である（別表2）。連邦国家・単一国家の別、及び議院内閣制・半大統領制・大統領制の別に着目すると、図2のようになる。一院制採用国は単一国家のみであることが分かる。

図2 OECD加盟国の一院制・二院制の別（政治体制別）

	連邦国家	単一国家
議院内閣制	オーストラリア カナダ スイス（参事会制**） ドイツ ベルギー	イスラエル エストニア ギリシャ スウェーデン デンマーク ハンガリー ニュージーランド ラトビア ルクセンブルク イギリス イタリア オランダ スペイン 日本
半大統領制*	オーストリア	アイスランド フィンランド スロバキア ポルトガル トルコ アイルランド スロベニア チェコ フランス ポーランド
大統領制	アメリカ メキシコ	韓国 チリ

一院制

二院制

*半大統領制とは、一定の任期で直接選挙された大統領と、議会に責任を負う政府が併存する政治体制をいう。一方、大統領制とは、一定の任期で直接選挙された大統領が存在し、かつ、首相に相当する職が存在しないか、又は首相・政府が議会に責任を負わない政治体制をいう。

**参事会制とは、政府は議会によって選出されるが、議会に責任を負わず、議会を解散することもできない政治体制をいう。

（出典）筆者作成。

(11) レイプハルト（粕谷・菊池訳）前掲注(7)

二院制採用国 19 か国について上院の選任方法に着目すると、直接選挙による上院を有するのは、アメリカ、イタリア（一部非公選）⁽¹²⁾、オーストラリア、スイス、スペイン（一部間接選挙）、チェコ、チリ、日本、ポーランド、メキシコの 10 か国である（別表 2）。このうち上院の全部改選又は部分改選と下院の選挙とを同時に行う国は、アメリカ、イタリア、オーストラリア、スイス、スペイン、チリ、ポーランド、メキシコの 8 か国であり、上院と下院の選挙の時期が相違する国は、チェコ及び日本の 2 か国である（別表 3）。

法案審議における両院の権限関係に着目すると、基本的に下院が優越するのが、アイルランド、イギリス、オーストリア、スペイン、スロベニア、チェコ、日本、フランス、ポーランドの 9 か国であり、基本的に両院が対等であるのが、アメリカ、イタリア⁽¹³⁾、オーストラリア、オランダ、カナダ、スイス、チリ、メキシコの 8 か国であり、法案の種類により権限関係が異なるのがドイツ及びベルギーの 2 か国となっている。基本的に両院が対等である国のうち、オランダの上院は間接選挙制、カナダの上院は任命制が採られている（別表 3）。

両院間の意思の調整の仕組みとして両院協議会の制度を有するのは、アメリカ、スイス、スペイン、チリ、ドイツ、日本、フランス、ベルギー（ただし法案審議上の調整は行わない。）の 8 か国である（別表 3）。

おわりに

以上のように、一院制・二院制のいずれを採用するか、一院制から二院制、二院制から一院制への移行は、各国の歴史、政治事情等によるところが大きく⁽¹⁴⁾、二院制採用国においても上院の構成、権限等は各国により異なっている。また、二院制採用国のうちの一部の国においては、上院の改革に関する議論が続けられている⁽¹⁵⁾。我が国の二院制をめぐる議論に際しても、統治機構全体における立法府の位置付けをどのように考えるかといった広範な論点について議論する必要があると言えるであろう。

参考文献（脚注に挙げたものを除く。）

- ・政治議会調査室・課『諸外国の下院の選挙制度』（調査資料 2015-1-c 基本情報シリーズ②）国立国会図書館調査及び立法考査局，2016。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9917795_po_201501c.pdf?contentNo=1>

(12) なお、イタリアでは、上院の直接公選議員 315 人を州議会選出議員 95 人（当該議員の有資格者は、当該州議会議員及び当該州市町村の長である。）に改めること、大統領が任命する市民 5 人の上院議員の任期を 7 年とし、再選不可とすること、上院が可決した修正案を下院が多数決により覆すことができるなど、下院の優越を規定すること等を内容とする憲法改正案が、2016 年 12 月 4 日に国民投票に付される予定である。これまでに検討されてきた二院制改革案の内容、国民投票の日程等につき、カルロ・フザーロ（芦田淳訳）「イタリアにおける二院制一設計の不備、不満足な実績、未完の改革に特徴付けられた 150 年の後に、ついに奇跡は訪れるのか？」『北大法学論集』67 巻 2 号，2016.7，pp.15-25。<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/62563/1/lawreview_vol67no2_05.pdf>; 「伊 憲法改正で国民投票」『読売新聞』2016.9.28 参照。

(13) 同上参照。

(14) 田中 前掲注(4)，p.33。

(15) 前掲注(12)で挙げたイタリアのほか、例えば、アイルランド及びイギリスにおいても、上院改革の議論がなされている。山田邦夫「アイルランドの上院改革論議と憲法改正国民投票」『レファレンス』766 号，2014.11，pp.53-71。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8804409_po_076603.pdf?contentNo=1>; 田中嘉彦『英国の貴族院改革—ウェストミンスター・モデルと第二院—』成文堂，2015。

- ・ 那須俊貴「二院制諸国における選挙制度・任命制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』861号, 2015.3.27. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111354_po_0861.pdf?contentNo=1>

（ちょうさ やすし）

別表1 一院制採用国・二院制採用国の一覧（2016年）

1 一院制採用国（116か国）

<u>アイスランド</u>	アゼルバイジャン	アラブ首長国連邦	アルバニア	アルメニア
アンゴラ	アンドラ	<u>イスラエル</u>	イラク	イラン
インドネシア	ウガンダ	ウクライナ	エクアドル	エジプト
<u>エストニア</u>	エリトリア	エルサルバドル	ガイアナ	カタール
ガーナ	カーボヴェルデ	<u>韓国</u>	ガンビア	北朝鮮
ギニア	ギニアビサウ	キプロス	キューバ	<u>ギリシヤ</u>
キリバス	キルギス	グアテマラ	クウェート	クロアチア
コスタリカ	コートジボワール	コモロ	サウジアラビア	サモア
サントメ・プリンシペ	ザンビア	サンマリノ	シエラレオネ	ジブチ
ジョージア*	シリア	シンガポール	<u>スウェーデン</u>	スリナム
スリランカ	<u>スロバキア</u>	セーシェル	セネガル	セルビア
セントクリストファー・ネーヴィス	セントビンセント及びグレナディーン諸島	ソマリア	ソロモン諸島	タイ
タンザニア	チャド	中央アフリカ	中国	チュニジア
ツバル	<u>デンマーク</u>	トーゴ	ドミニカ国	トルクメニスタン
<u>トルコ</u>	トンガ	ナウル	ニカラグア	ニジェール
<u>ニュージーランド</u>	ネパール	<u>ノルウェー</u>	パナマ	バヌアツ
パプアニューギニア	<u>ハンガリー</u>	バングラデシュ	東ティモール	フィジー
<u>フィンランド</u>	ブルガリア	ブルキナファソ	ブルネイ	ベトナム
ベナン	ベネズエラ	ペルー	ボツワナ	<u>ポルトガル</u>
ホンジュラス	マケドニア	マーシャル諸島	マラウイ	マリ
マルタ	ミクロネシア	モザンビーク	モナコ	モーリシャス
モルディブ	モルドバ	モンゴル	モンテネグロ	ラオス
<u>ラトビア</u>	リトアニア	リビア**	リヒテンシュタイン	レバノン
<u>ルクセンブルク</u>				

2 二院制採用国（77か国）

<u>アイルランド</u>	アフガニスタン	<u>アメリカ</u>	アルジェリア	アルゼンチン
アンティグア・バーブーダ	イエメン	<u>イギリス</u>	<u>イタリア</u>	インド
ウズベキスタン	ウルグアイ	エチオピア	<u>オーストラリア</u>	<u>オーストリア</u>
オマーン	<u>オランダ</u>	カザフスタン	<u>カナダ</u>	ガボン
カメルーン	カンボジア	グレナダ	ケニア	コロンビア
コンゴ共和国	コンゴ民主共和国	ジャマイカ	ジンバブエ	<u>スイス</u>
スーダン	<u>スペイン</u>	<u>スロベニア</u>	スワジランド	赤道ギニア
セントルシア	タジキスタン	<u>チェコ</u>	<u>チリ</u>	<u>ドイツ</u>
ドミニカ共和国	トリニダード・トバゴ	ナイジェリア	ナミビア	<u>日本</u>
ハイチ	パキスタン	バハマ	パラオ	バラグアイ
バルバドス	バーレーン	フィリピン	ブータン	ブラジル
<u>フランス</u>	ブルンジ	ベラルーシ	ベリーズ	<u>ベルギー</u>
ボスニア・ヘルツェゴビナ	<u>ポーランド</u>	ボリビア	マダガスカル	マレーシア
南アフリカ	南スーダン	ミャンマー	<u>メキシコ</u>	モーリタニア
モロッコ	ヨルダン	リベリア	ルーマニア	ルワンダ
レソト	ロシア			

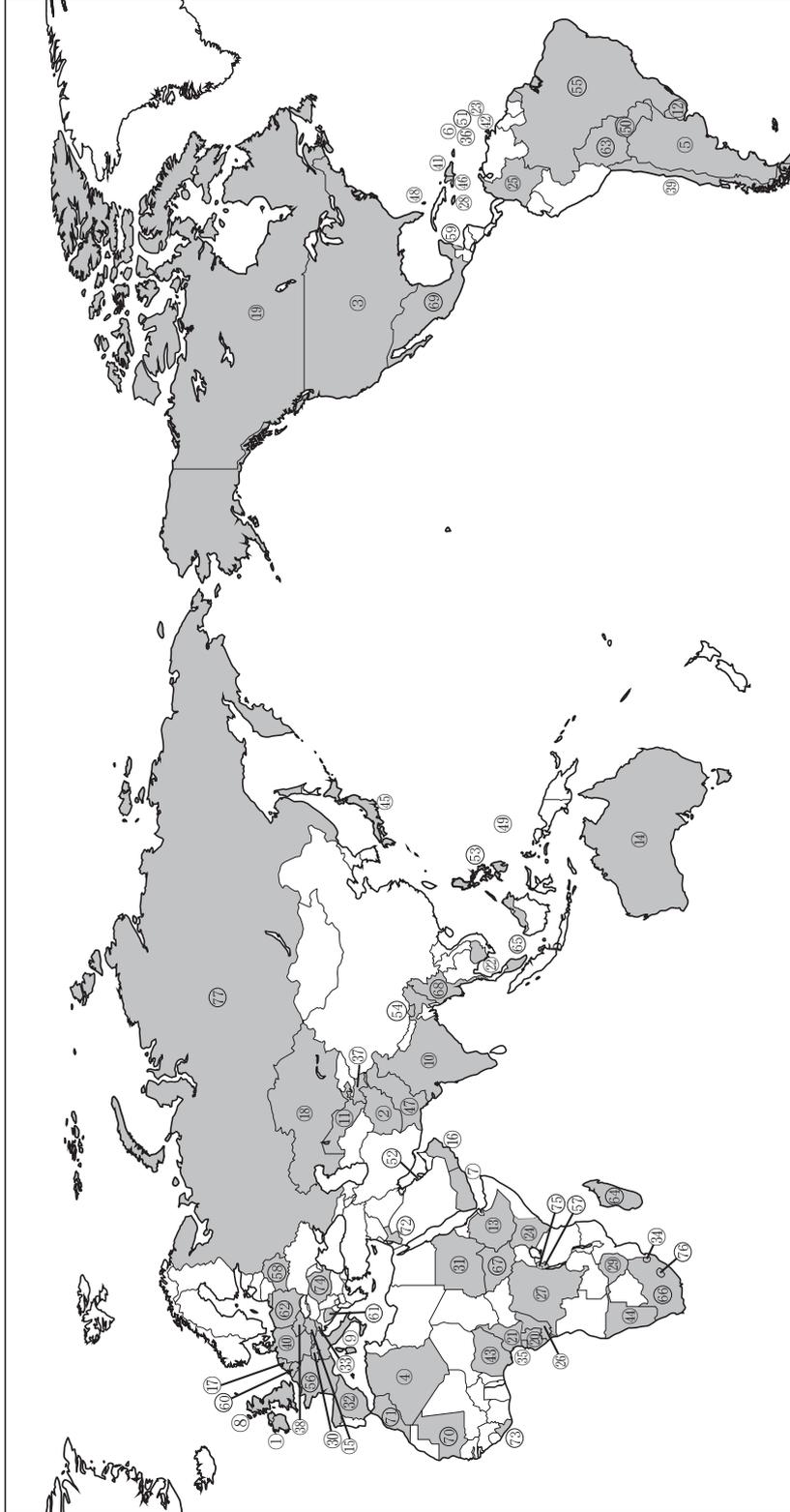
*2015年4月22日、「グルジア」から「ジョージア」に国名呼称（日本語）が変更された。

**列国議会同盟の資料によると、リビアは二院制採用国に分類されているが、2016年10月31日現在、上院に相当する組織に関する情報が記載されていないこと等に鑑み、本稿では一院制採用国に分類した。

（注）OECD加盟国に下線を付した。

（出典）“PARLINE database on national parliaments.” Inter-Parliamentary Union website <<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>>（2016年10月時点）を基に筆者作成。

別図 二院制採用国 (2016年)



- | | | | | | | |
|----------|-----------|---------|----------------|------------|----------------|--------------|
| ① アイルランド | ② アフガニスタン | ③ アメリカ | ④ アルジェリア | ⑤ アルゼンチン | ⑥ アンティグア・バーブーダ | ⑦ イエメン |
| ⑧ イギリス | ⑨ イタリア | ⑩ インド | ⑪ ウズベキスタン | ⑫ ウルグアイ | ⑬ エチオピア | ⑭ オーストラリア |
| ⑮ オーストリア | ⑯ オマーン | ⑰ オランダ | ⑱ ガザフスタン | ⑲ カナダ | ⑳ ガボン | ㉑ カメルーン |
| ⑳ カンボジア | ㉑ グレナダ | ㉒ ケニア | ㉓ コロンビア | ㉔ コンゴ民主共和国 | ㉕ コンゴ民主共和国 | ㉖ ジャマイカ |
| ㉗ ジンバブエ | ㉘ スイス | ㉙ スーダン | ㉚ スペイン | ㉛ スロバキア | ㉜ スワジランド | ㉝ 赤道ギニア |
| ㉞ セントルシア | ㉟ タジキスタン | ㊱ チェコ | ㊲ チリ | ㊳ ドイツ | ㊴ ドミニカ共和国 | ㊵ トリニダード・トバゴ |
| ㊶ ナイジェリア | ㊷ ナミビア | ㊸ 日本 | ㊹ ハイチ | ㊺ パキスタン | ㊻ パラオ | ㊼ パラオ |
| ㊽ パラグアイ | ㊾ パルバドス | ㊿ バルレーズ | ㊿ フイリピン | ㊿ プータン | ㊿ バハマ | ㊿ フランス |
| ㊿ ブルンジ | ㊿ ベラルーシ | ㊿ ベルギー | ㊿ ボスニア・ヘルツェゴビナ | ㊿ ボーランド | ㊿ ボリビア | ㊿ ボリビア |
| ㊿ マダガスカル | ㊿ マレーシア | ㊿ 南アフリカ | ㊿ ミャンマー | ㊿ スキッコ | ㊿ モーリタニア | ㊿ モーリタニア |
| ㊿ モロッコ | ㊿ ヨルダン | ㊿ リベリア | ㊿ ルーマニア | ㊿ ルワンダ | ㊿ スキッコ | ㊿ レソト |

(注) OECD 加盟国に下線を付した。
 (出典) "PARLINE database on national parliaments." Inter-Parliamentary Union website <<http://www.ipu.org/parline-c/parlinesearch.asp>> (2016年10月時点) を基に筆者作成。

別表2 OECD加盟国の議会概要（2016年）

国名	二院制／一院制	政治体制	連邦国家／単一国家	下院／一院定数	下院／一院任期（単位：年）	上院定数	上院選出方法	上院任期（単位：年）	人口（単位：万人）	下院／一院の1議席当たりの人口（単位：万人）	備考
アイスランド	一院制	半大統領制*	単一国家	63	4				32.6	0.5	
アイルランド	二院制	半大統領制*	単一国家	158	5	60	職能代表＋大学選挙区＋任命	5	460.6	2.9	
アメリカ	二院制	大統領制	連邦国家	435	2	100	直接選挙	6	31,612.9	72.7	
イギリス	二院制	議院内閣制	単一国家	650	5	なし	任命＋世襲	終身	6,430.8	9.9	上院には、2016年10月31日現在、813人の議員が在籍している。
イスラエル	一院制	議院内閣制	単一国家	120	4				821.6	6.8	
イタリア	二院制	議院内閣制	単一国家	630	5	320	直接選挙＋元大統領＋任命	5	6,078.3	9.6	上院定数は2016年10月31日現在の議員数。元大統領及び任命議員は終身。
エストニア	一院制	議院内閣制	単一国家	101	4				131.6	1.3	
オーストラリア	二院制	議院内閣制	連邦国家	150	3	76	直接選挙	6（一部3）	2,349.1	15.7	
オーストリア	二院制	半大統領制*	連邦国家	183	5	61	間接選挙	不定	850.7	4.6	
オランダ	二院制	議院内閣制	単一国家	150	4	75	間接選挙	4	1,682.9	11.2	
カナダ	二院制	議院内閣制	連邦国家	338	5	105	任命	75歳まで	3,554.0	10.5	
韓国	一院制	大統領制	単一国家	300	4				5,042.4	16.8	
ギリシャ	一院制	議院内閣制	単一国家	300	4				1,090.4	3.6	
スイス	二院制	参事会制**	連邦国家	200	4	46	直接選挙	不定	814.0	4.1	
スウェーデン	一院制	議院内閣制	単一国家	349	4				970.6	2.8	
スペイン	二院制	議院内閣制	単一国家	350	4	266	直接選挙＋間接選挙	4	4,646.4	13.3	
スロバキア	一院制	半大統領制*	単一国家	150	4				541.6	3.6	
スロベニア	二院制	半大統領制*	単一国家	90	4	40	間接選挙	5	206.1	2.3	
チェコ	二院制	半大統領制*	単一国家	200	4	81	直接選挙	6	1,052.2	5.3	
チリ	二院制	大統領制	単一国家	120	4	38	直接選挙	8	1,781.9	14.8	
デンマーク	一院制	議院内閣制	単一国家	179	4				564.0	3.2	
ドイツ	二院制	議院内閣制	連邦国家	630	4	69	任命	不定	8,076.7	12.8	下院定数は2016年10月31日現在の議員数。超過議席及び調整議席***を除くと598。
トルコ	一院制	半大統領制*	単一国家	550	4				7,690.3	14.0	
日本	二院制	議院内閣制	単一国家	475	4	242	直接選挙	6	12,713.2	26.8	
ニュージーランド	一院制	議院内閣制	単一国家	121	3				451.0	3.7	議員定数は2016年10月31日現在の議員数。超過議席***を除くと120。
ノルウェー	一院制	議院内閣制	単一国家	169	4				510.8	3.0	
ハンガリー	一院制	議院内閣制	単一国家	199	4				987.7	5.0	
フィンランド	一院制	半大統領制*	単一国家	200	4				545.1	2.7	
フランス	二院制	半大統領制*	単一国家	577	5	348	間接選挙	6	6,406.2	11.1	
ベルギー	二院制	議院内閣制	連邦国家	150	5	60	間接選挙＋上院議員による指名***	不定	1,120.4	7.5	
ポーランド	二院制	半大統領制*	単一国家	460	4	100	直接選挙	4	3,848.7	8.4	
ポルトガル	一院制	半大統領制*	単一国家	230	4				1,042.7	4.5	
メキシコ	二院制	大統領制	連邦国家	500	3	128	直接選挙	6	11,971.3	23.9	
ラトビア	一院制	議院内閣制	単一国家	100	4				200.5	2.0	
ルクセンブルク	一院制	議院内閣制	単一国家	60	5				55.0	0.9	

*半大統領制とは、一定の任期で直接選挙された大統領と、議会に責任を負う政府が併存する政治体制をいう。一方、大統領制とは、一定の任期で直接選挙された大統領が存在し、かつ、首相に相当する職が存在しないか、又は首相・政府が議会に責任を負わない政治体制をいう。

**参事会制とは、政府は議会によって選出されるが、議会に責任を負わず、議会を解散することもできない政治体制をいう。

***ドイツ下院とニュージーランド議会においては、選挙における議席配分の過程で定数を超える議席が生じることがあり（超過議席。ドイツ下院においては、超過議席に加えて、調整議席も発生する場合がある。）、その場合、当該総選挙によって選出された上院議員が他の者を議員として指名することという。

****上院議員による指名とは、間接選挙によって選出された上院議員が他の者を議員として指名することという。

（出典）以下の資料を基に筆者作成。

①定数及び任期：“PARLINE database on national parliaments.” Inter-Parliamentary Union website <<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>>（2016年10月時点）；各国議会ウェブサイト

②政治体制：Matthew Soberg Shugart, “Chapter 18: Comparative Executive-Legislative Relations,” R.A.W. Rhodes et al., eds., *The Oxford Handbook of Political Institutions*, Oxford: Oxford University Press, 2006, pp.351-352; Robert Elgie, “18 Heads of state in European politics,” José M. Magone ed., *Routledge handbook of European politics*, New York: Routledge, 2015, p.313. ただし、トルコについては、憲法を参照して、半大統領制に分類した。

③連邦国家・単一国家の別：Gerhard Robbers, ed., *Encyclopedia of World Constitutions*, New York: Fact on File, 2007. ただし、同書で準連邦国家（Quasi-federal state）とされているスペインについては、便宜上、単一国家に分類した。

④人口：Statistics Division of the Department of Economic and Social Affairs of United Nations, *Population and Vital Statistics Report, Statistical Papers, Series A, Vol.LXVIII*, New York: United Nations, 2016. <http://unstats.un.org/unsd/demographic/products/vitstats/Sets/Series_A_2016.pdf> による2013～14年の推計値を用いた。小数第2位を四捨五入。

別表3 OECD 加盟国の二院制議会 (2016年)

国名	政治体制	定数	任期	議員の選出方法等	両院関係・権限等
アイランド	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 半大統領制* 	下院 158 上院 60	5年 ※解散あり。 5年 ※大学選出・職能別選出は、下院解散後90日以内に実施。	直接選挙 (単記移議式比例代表制) ・職能代表制 (職能別選出) 43 ・大学選挙区制 (国立アイルランド大学・ダブリン大学の学位取得者が選挙人団) 6 ・任命制 (首相任命) 11	・下院のみが政府不信任決議権を有する。 ・金銭法案は、下院先議。 ・法案審議において下院が優越：①金銭法案は、下院を通過すると、勧告を求めらるため上院に送付されない。下院は、上院の勧告の全部又は一部を拒否することができる。上院が21日以内に回付しなかった場合、又は下院が上院の勧告に同意しない場合は、当該期間の経過により、両院を通過したものとみなされる。②下院を通過した金銭法案以外の法案は、上院送付後90日以内又は両院の合意によるそれ以上の期間内に成立しないとみなす旨を下院が議決することができる。 ・歳入法案 (慣例により歳出予算法案も) は下院先議。 ・法案審議において両院は対等。 ・両院協議会あり。 ・上院のみが条約批准承認権、連邦公務員任命承認権、弾劾裁判権を有する。下院のみが弾劾訴追権を有する。 ・大統領の一般教書演説等の際に両院合同会議開催。
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 連邦国家 共和制 大統領制 	下院 435 ※ほかにコロンビア特別区、ヴァージン諸島、米領サモア、グアム、北マリアナ諸島及びプエルトリコから表決権を持たない準議員各1人を選出。 上院 100	2年 6年 ※2年ごとに3分の1ずつ改選。 ※上院の3分の1改選は、下院総選挙と同時に実施。	直接選挙 (単純小選挙区制)。ただし、ジョージア州及びルイジアナ州の各選挙区は小選挙区2回投票制) 直接選挙 (各州2人。選挙時には各州1人を選出する州単位の単純小選挙区制。ただし、ジョージア州のみ小選挙区2回投票制)	・下院のみが政府不信任決議権を有する。 ・金銭法案は下院先議で、かつ、上院が1月以内に可決しない場合には、上院の同意を得ずに成立する。 ・法案審議において下院が優越：金銭法案及び議会期を5年超に延長する法案以外の法案で、下院が可決したものは、上院が否決し、又は下院の意思に反する修正をした場合であっても、下院での第2読会の日から1年以上経過し、2会期連続して下院が可決すれば、上院の同意を得ることなく成立する。 ・与党の総選挙公約に掲げられた政策の実現を図る政府提出法案について、上院では否決や抜本的修正をしないという「ソールズベリ慣習」がある。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 立憲君主制 議院内閣制 	下院 650 上院 なし ※2016年10月31日現在議員数813 (請暇中議員等を除く。)	5年 ※解散あり。 終身 ※大主教及び主教と官職指定世襲議員は、当該職にあり間	直接選挙 (単純小選挙区制) ・任命制 (大主教1及び主教25 + 一代貴族：首相の助言に基づき国王が任命。政党推薦及び任命委員会の推薦 (非政党議員)) ・世襲制 (世襲貴族からの選出：上院によるもの15 + 各党派所属の議員によるもの75 + 官職指定2 (式部長官及び紋章院総裁))	・下院のみが政府不信任決議権を有する。 ・金銭法案は下院先議で、かつ、上院が1月以内に可決しない場合には、上院の同意を得ずに成立する。 ・法案審議において下院が優越：金銭法案及び議会期を5年超に延長する法案以外の法案で、下院が可決したものは、上院が否決し、又は下院の意思に反する修正をした場合であっても、下院での第2読会の日から1年以上経過し、2会期連続して下院が可決すれば、上院の同意を得ることなく成立する。 ・与党の総選挙公約に掲げられた政策の実現を図る政府提出法案について、上院では否決や抜本的修正をしないという「ソールズベリ慣習」がある。

国名	政治体制	定数	任期	議員の選出方法等	両院関係・権限等
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 議院内閣制 	下院 630 上院 315 (公選部分) ※ 2016年10月31日現在議員数 320	5年 ※解散あり。 5年 ※解散あり。 ※通例、両院の選挙は同時に実施。 ※元大統領及び任命議員は終身	直接選挙 (国内選挙区 618 (比例代表制 617 (比例区 606 + 小選挙区比例代表混合制 11) + 単純小選挙区制 1) + 在外選挙区 12 (比例代表制)) ・直接選挙 (国内選挙区 309 (比例代表制 301 + 小選挙区比例代表混合型 7 + 小選挙区制 1) + 在外選挙区 6 (比例代表制)) ・元大統領 ・任命制 (社会、科学、芸術及び文学の分野における最高の功績により祖国の名誉を高め市民であって大統領が任命するもの 5人まで)	・両院ともに政府不信任決議権を有する。 ・法案審議において両院は対等。 ・大統領の選挙と宣誓、大統領に対する弾劾、最高司法会議の構成委員の一部の選任、憲法裁判所判事の 3 分の 1 の選任に際して両院合同会議開催。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 連邦国家 立憲君主制 議院内閣制 	下院 150 上院 76	3年 ※解散あり。 6年 ※特別地域選出議員 4人は任期3年 ※解散あり。 ※上院の解散の後に選出された上院議員は、任期3年と任期6年のグループに区分。 ※原則、3年ごとに半数改選。 ※通例、上院の半数改選は下院選挙と同時に実施。	直接選挙 (選択投票制) 直接選挙 (単記移議式比例代表制)	・下院のみが政府不信任決議権を有する。 ・金銭法案については、上院は発議及び修正することができないが、上院は下院に修正を要求することができ、成立には上院の同意が必要となる。 ・金銭法案等一定の場合を除き、法案審議において両院は対等；下院が可決した法案について、上院と一致せず、3月経過した後に、下院が再度可決したにもかかわらず、上院と一致しない場合には、総督は、両院を同時に解散することができ、両院同時解散による選挙後に召集された議会において、下院が法案を再度可決したにもかかわらず、上院と一致しない場合には、総督は、上院及び下院の議員による両院合同会議を招集できる。法案が両院合同会議において両院議員の総数の過半数によって承認された場合には、議会の両院を通過したものとみなされる。
オーストリア	<ul style="list-style-type: none"> 連邦国家 共和制 半大統領制* 	下院 183 上院 61	5年 ※解散あり。 不定 ※任期は、各州議会議員の任期による。	直接選挙 (非拘束名簿式比例代表制) 間接選挙 (州議会が選出。ただし、上院議員は州議会議員である必要はない。)	・下院のみが政府不信任決議権を有する。 ・財政関係の法案、国有財産等に関する法案等は、下院のみの議決により成立する。 ・全ての法案は下院先議。 ・法案審議において下院が優越；上院は、下院が可決した法案に対し異議を提起することができ、これを覆すことができる。上院の異議の席の下で再議決を行い、これを覆すことができる。上院の異議の提起は、上院への法案送付後 8 週間以内に行わなければならない。 ・大統領の宣誓、宣戦布告、大統領の訴追等に際して両院合同会議 (連邦集会) 開催。

国名	政治体制	定数	任期	議員の選出方法等	両院関係・権限等
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 立憲君主制 議院内閣制 	下院 150 上院 75	4年（解散後に集会する場合の任期は、5年以内） ※解散あり。 4年（州議会の任期に応じて変更される。） ※解散あり。 ※解散の場合を除き、州議会選挙の後3月以内に実施。	議員の選出方法等 直接選挙（非拘束名簿式比例代表制） 間接選挙（州議会議員が選挙人団）	両院関係・権限等 <ul style="list-style-type: none"> 政府は両院の信任を有しななければならない。 政府は、慣例として下院選挙の投票日に総辞職する。 法案は一定の場合を除き下院先議。上院議員は法案提出権を有しない。 法案審議において両院は対等；ただし、上院には法案を修正する権限がなく、可否を決することができるのみである。 王位継承や国王の婚姻等、政府の施政方針の聴取、戦争状態の布告等の際に際して両院合同会議開催。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 連邦国家 立憲君主制 議院内閣制 	下院 338 上院 105 ※総督による4又は8の増員が可能であるが、上限は113	5年 ※解散あり。 なし ※75歳定年	直接選挙（単純小選挙区制） 任命制（総督が任命）	<ul style="list-style-type: none"> 下院のみが政府不信任決議権を有する。 金銭法案は下院先議。 法案審議において両院は対等。 両院協議会は1948年以來開催例なし。
スイス	<ul style="list-style-type: none"> 連邦国家 共和制 参事会制*** 	下院 200 上院 46	4年 ※憲法の全部改正に際し、両院が解散される場合がある。 不定 ※憲法の全部改正に際し、両院が解散される場合がある。 ※任期及び選挙方法は州法で規定。 ※通例、両院の選挙は同時に実施。	直接選挙（自由名簿式比例代表制。一部単純小選挙区制） 直接選挙（選挙制度は州ごとに異なる。）	<ul style="list-style-type: none"> 法案審議において両院は対等；法案について両院の意思が不一致の場合には、一致するまで法案は両院間を往復し、各院3回ずつ審議しても一致しない場合には、両院協議会による調整がなされる。両院協議会の調整案をいずれかの院が否決した場合は、廃案となる。ただし、予算案の場合は、両院協議会の調整案をいずれかの院が否決した場合も廃案にならず、3回目の審議における予算総額の少ない方の案が成立する。 両院協議会あり。 政府構成員や大統領の選挙、恩赦の付与、政府の声明の聴取等に際して両院合同会議開催。

国名	政治体制	定数	任期	議員の選出方法等	両院関係・権限等
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 立憲君主制 議院内閣制 	下院 350 上院 266	4年 ※解散あり。 4年 ※解散あり。自治州議会選出議員は、自治州議会によりいつでも解任可。 ※通例、上院の直接公選議員の選挙は、下院選挙と同時に実施。	議員の選出方法等 直接選挙（拘束名簿式比例代表制、一部単純小選挙区制） ・直接選挙（制限連記制。完全連記制又は単純小選挙区制）208 ・間接選挙（自治州議会による選出）58	両院関係・権限等 ・下院のみが政府不信任決議権を有する。 ・条約の承認、自治州間の協力協定の承認、自治州に対する補償基金の配分については、両院の議決が必要となる。両院間で合意が得られない場合には、両院協議会が設置される。両院協議会の成案が両院で可決されない場合には、下院が絶対多数により可決する。 ・法案審議において下院が優越：政府提出法案（全て下院先議）が下院を通過した場合には、上院は、2月以内に修正し、又は否決することができる（否決には絶対多数が必要）。下院は、①上院が否決した場合により、絶対多数による下院通過案の再議決により、②上院が2月以内に議決しない場合には、単純多数による下院通過案の再議決により、③上院が法案を修正した場合には、単純多数により同意又は不同意を議決した後、国王の裁可を求めることができる。上記2月の期間は、政府又は下院が法案の緊急性を宣言した場合には、20日に短縮される。 ・両院協議会あり。 ・法定の全ての国王の家系が消滅した場合の王位継承者の決定、国王の職務遂行能力の喪失の認定、未成年国王の後見人の指名、国王の即位時の宣誓等に際して、両院合同会議開催。
スロバニア	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 半大統領制* 	下院 90 上院 40	4年 ※解散あり。 5年	直接選挙（非拘束名簿式比例代表制 88 + 少数民族枠 2） 間接選挙（職能代表 18 + 地域代表 22）	・下院のみが政府不信任決議権を有する。 ・全ての法案は下院先議。 ・法案審議において下院が優越：上院は下院を通過した法案について、公布前に下院に再審議を求めることができ、その場合、下院は総議員の過半数で再議決すれば、成立。上院は下院への立法勸告権を有する。
チェコ	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 半大統領制* 	下院 200 上院 81	4年 ※解散あり。 6年 ※2年ごとに3分の1ずつ改選。	直接選挙（非拘束名簿式比例代表制） 直接選挙（小選挙区2回投票制）	・下院のみが政府不信任決議権を有する。 ・予算は下院のみの議決により成立。 ・全ての法案は下院先議。 ・法案審議において下院が優越：上院は、下院から送付された法案の受領後30日以内に①可決、②否決、③修正、④審議を行わない旨の宣言をすることができる。②・③の場合には、下院は総議員の絶対多数により上院の議決を覆すことができる。④の場合及び上院が法案受領後30日以内に宣言を行わない場合には、法案は上院を通過したものとみなされる。 ・ただし、選挙法、両院間の関係を定める法案等については、両院対等。 ・大統領の宣誓に際して両院合同会議開催。

国名	政治体制	定数	任期	議員の選出方法等	両院関係・権限等
チリ	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 大統領制 	下院 120 上院 38	4年 8年 ※4年ごととに半数改選。 ※上院の半数改選は、下院選挙と同時実施。	直接選挙 (名簿式多数代表制) 直接選挙 (名簿式多数代表制)	両院関係・権限等 ・税、行政の予算、徴兵に関する法案は下院先議。恩赦に関する法案は上院先議。 ・法案審議において両院は対等：①先議の院を通過した法案を後議の院が否決した場合には、両院協議会が招集され、成案を両院で可決すれば成立。成案が作成されず、又は成案を先議の院が否決した場合には、大統領が先議の院に再審議を要求することができ、先議の院が出席議員の3分の2で再議決した場合に、後議の院が出席議員の3分の2で再度否決しない限り成立。②先議の院を通過した法案を後議の院が修正した場合には、先議の院が同意すれば成立。不同意の場合には、両院協議会が招集され、成案を両院で可決すれば成立。成案が作成されず、又は成案をいずれかの院が否決した場合には、大統領が先議の院に再審議を要求することができ、先議の院が出席議員の3分の2で後議の院による修正を否決した場合には、法案は当該修正部分を除いて成立するか、法案全体が否決される。修正否決の票が3分の2未満の場合には、後議の院が出席議員の3分の2で再議決すれば、後議の院の修正を含めて成立。 ・両院協議会あり。 ・上院のみが弾劾裁判権、大統領の一定の行為に対する同意権等を有する。下院のみが弾劾訴追権、行政監視権を有する。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 連邦国家 共和制 議院内閣制 	下院 598 ※議席配分の過程で、定数598を超過する議員が発生し、当該選挙に限り、議員数を増加させることがある (超過議席・調整議席)。 ※2016年10月31日現在議員数630 上院 69	4年 ※解散あり。	直接選挙 (小選挙区比例代表併用制：小選挙区299 + 比例代表299)	両院関係・権限等 ・下院のみが首相不信任先議。 ・全ての法案は下院先議。 ・法案審議においては、法案の種類により両院の権限関係が異なる：上院の同意を要する法律 (州の利害に関する法律等) については、下院が法案を可決した場合には、上院は同意を拒否することとができるが、同意を要しない法律については、上院は異議を提起することができ、上院が過半数により異議を提起した場合にあっては過半数による議決が、上院が3分の2により異議を提起した場合にあっては過半数による議決が必要とされる。 ・両院協議会あり。

国名	政治体制	定数	任期	議員の選出方法等	両院関係・権限等
日本	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 象徴天皇制 議院内閣制 	衆議院 475 参議院 242	4年 ※解散あり。 6年 ※3年ごとに半数改選。	議員の選出方法等 直接選挙（小選挙区比例代表並立制：小選挙区 295 + 比例代表 180） 直接選挙（選挙区制 146 + 非拘束名簿式比例代表制 96）	衆議院のみが内閣不信任決議権を有する。 ・衆議院のみの衆議院先議。 ・予算、条約の承認、内閣総理大臣の指名において衆議院が優越：両院協議会を開いても両院の意思が一致しない場合、又は参議院が一定期間内に議決してない場合には、衆議院の議決を国会の議決とする。 ・法案審議において衆議院が優越：衆議院で可決し、参議院で異なる議決をした法案は、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再議決すると、法律として成立する。参議院が衆議院の可決した法案を受領した後、60日以内に議決してない場合には、衆議院は参議院が否決したものとみなすことができる。 ・両院協議会あり。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 半大統領制* 	下院 577 上院 348	5年 ※解散あり。 6年 ※3年ごとに半数改選。	直接選挙（小選挙区 2 回投票制） 間接選挙（おおむね各県を単位として下院議員及び地方議会議員・地方議会の代表が選挙人団となる。ただし、12議席は、国外在住のフランス人の代表として、在外フランス人議会の公選議員が選挙人団となる。）	・下院のみが政府不信任決議権を有する。 ・予算法案、社会保障財政法案は下院先議。 ・地方公共団体の組織に関する法案は上院先議。 ・法案審議において下院が優越：両院の意思の不一致の場合には、最終的に首相が、又は議員提出法案に限り両院協議長も、両院協議会の開催を要求することができる。両院協議会でも成案が得られなかった場合及び成案が両院の承認を得られなかった場合には、政府は、各議院で各1回の読会後、下院に対して最終的な議決を要求することができる。 ・ただし、上院に関する組織法律案については、両院対等。 ・両院協議会あり。 ・大統領の議会演説、及び大統領が国民投票に付さないと決した政府提出の憲法改正案の審議に際して、又は高等法院として組織される議会により職務に違反した大統領を罷免する場合、両院合同会議開催。

国名	政治体制	定数	任期	議員の選出方法等	両院関係・権限等
ベルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦国家 ・立憲君主制 ・議院内閣制 	下院 150 上院 60	5年 ※解散あり。解散総選挙で当選した議員の任期は、解散前の議員の残任期間。 ※王・下院・上院により、憲法改正の必要がある旨の宣言がなされた場合、両院が解散される。	直接選挙（非拘束名簿式比例代表制） ・間接選挙（共同体・地域議会が選出）50 ・間接選挙で選出された上院議員による指名10	・下院のみが政府不信任決議権を有する。 ・法案審議においては、法案の種類により両院の権限関係が異なる： ①連邦を構成する言語別地域の境界の変更、上院の構成、政界の資金調達等一定の事項に関する法案については両院対等で、両院の意思が不一致の場合には、一致するまで法案は両院間を往復する。 ②国際義務の履行、思想・信条による差別禁止等一定の事項に関する政府提出法案については、上院は修正が可能であるが、下院に最終決定権がある。 ③その他の議院については、上院の審議を経ずに下院のみの可決で成立する。 ・両院対等の事項については、いずれの議院も先議可。それ以外の事項に関する法案は下院先議。 ・両院協議会あり。ただし、両院間の権限問題及び上院の審議の期限に関する問題についてはのみ取り扱い、法案そのものの審査は行わない。 ・国王の宣誓、摂政の設置等に際して両院合同会議開催。 ・上院は、連邦構成体の各議会間の利害対立に関し、決定を下す権限を有する。
ポランド	<ul style="list-style-type: none"> ・単一国家 ・共和制 ・半大統領制* 	下院 460 上院 100	4年 ※解散あり。 4年 ※下院が解散された場合、上院も解散される。	直接選挙（非拘束名簿式比例代表制） 直接選挙（単純小選挙区制）	・下院のみが大臣会議に対する不信任決議権を有する。 ・全ての法案は下院先議 ・法案審議において下院が優越：下院が議決した法案は、上院が受領して30日以内（緊急法案の場合は、上院の審議期間は14日）に議決しないときは、下院が採択した内容で議決されたものとみなされる。また、下院で議決された法案の上院による否決又は修正を下院が覆すには、総議員の半数以上の出席かつ出席議員の過半数による再議決が必要となる。なお、予算法案については、上院は、20日以内に修正を議決することができのみ。 ・大統領の宣誓や詔追等に際して両院合同会議開催。

国名	政治体制	定数	任期	議員の選出方法等	両院関係・権限等
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> 連邦国家 共和制 大統領制 	下院 500 上院 128	3年 6年 ※上院選挙は、下院選挙と同時に実施。	直接選挙 (小選挙区比例代表並立制: 小選挙区 300 + 比例代表 200) 直接選挙 (名簿式多数代表制 96 + 比例代表制 32)	・税に関する法案等一定の法案については下院先議。 ・法案審議において両院は対等。 ・法案等が、後議の院で全体として否決された場合は、意見を付し決されれば、否決した院に再度送付される。そこで出席議員の絶対多数で可決されれば成立するが、否決されれば同じ会期内に再度提出することはできない。 ・後議の院において法案等の修正がなされたときは、修正がなされた部分につき先議の院で出席投票の絶対多数****で可決されたときは、修正がなされたとおりに成立する。先議の院で否決されたときは、後議の院に再送付され、そこで先議の院の見解とともに審議され、出席投票の絶対多数****で後議の院が自らの修正を否決すれば、両院で承認された範囲でのみ法案等は成立する。後議の院が出席投票の絶対多数****で修正を再度可決したときは、承認された条項のみで法律等を制定し、修正部分の審議及び採決は次会期に行う旨を、両院が出席議員の絶対多数で再提出できない。当該法案等はその全体の次会期まで再提出できない。 ・上院のみが大統領による一定の外交官や軍の高級士官等の任命に對する承認権等を有する。下院のみが歳出予算の承認権等を有する。

*半大統領制とは、一定の任期で直接選挙された大統領と、議会に責任を負う政府が併存する政治体制をいう。一方、大統領制とは、一定の任期で直接選挙された大統領が存在し、かつ、首相に相当する職が存在しないか、又は首相・政府が議会に責任を負わない政治体制をいう。

**参事会制とは、政府は議会によって選出されるが、議会の解散することでもできない政治体制をいう。

***解散総選挙で当選した議員の任期は、正確には直近の欧州議会議員選挙と同時の実施されることとなっているので、解散前の議員の残任期間に相当することになる。

****メキシコ合衆国憲法第 72 条 E に“la mayoría absoluta de los votos presents”とあることから、「出席投票の絶対多数」と訳出した。

(出典) Matthew Soberg Shugart, “Chapter 18: Comparative Executive-Legislative Relations,” R.A.W. Rhodes et al., eds., *The Oxford Handbook of Political Institutions*, Oxford: Oxford University Press, 2006, pp.351-352; Robert Elgie, “18 Heads of state in European politics,” José M. Magone ed., *Routledge handbook of European politics*, New York: Routledge, 2015, p.313; Gerhard Robbers, ed., *Encyclopedia of World Constitutions*, New York: Fact on File, 2007; 阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集 第4版』有信堂高文社, 2009; 古賀豪ほか『主要国の議会制度』(調査資料 2009-1-b 基本情報シリーズ⑤) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2010. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166394_po_200901b.pdf?contentNo=1>; 初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第3版』三省堂, 2014; 那須俊貴「二院制諸国における選挙制度・任命制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』861号, 2015.3.27. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111354_po_0861.pdf?contentNo=1>; 政治学会調査室・課『諸外国の下院の選挙制度』(調査資料 2015-1-c 基本情報シリーズ②) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2016. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9917795_po_201501c.pdf?contentNo=1>; “PARLINE database on national parliaments.” Inter-Parliamentary Union website <<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>> (2016年10月時点); 各国議会ウェブサイト等を基に筆者作成。